



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

402	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課)..... 1
403	生活保護法による指定施術機関の廃止	(")..... 2
404	生活保護法による指定医療機関の休止	(")..... 2
405	生活保護法による指定医療機関の辞退	(")..... 2
406	生活保護法による医療機関の指定	(")..... 3
407	生活保護法による施術機関の指定	(")..... 3
408	保安林予定森林	(森林整備課)..... 3
409	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 4
410	〃	(")..... 4

○ 公安委員会告示

24	指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名の変更 5
25	運転免許取得者等検査を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更 5
26	運転免許取得者等教育を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更 5

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 6
--	---------------	----------------

告 示

和歌山県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩葉新 19-31	エコ薬局岩出店	岩出市高塚65-3	令和 7. 3. 30
橋齒新 34-04	森齒科医院	橋本市慶賀野280-1 森ビル1F	令和 7. 3. 31
有市医新 3-26	クメダ・クリニック	有田市箕島856番地	令和 7. 3. 31
田医新 8-26	水本内科クリニック	田辺市下万呂67-1	令和 7. 3. 31

田薬新 28-26	ダック調剤薬局あいづ店	田辺市下万呂67-8	令和 7.3.31
新医新 21-26	いわさきメンタルヘルスクリニック	新宮市丹鶴二丁目3番20号	令和 7.3.31
新歯新 12-27	大石歯科医院	新宮市蓬莱二丁目1番16号	令和 7.3.31

和歌山県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
伊柔新 21-04	岩村千沙斗	伊都郡九度山町九度山1140（柔道整備）	令和 7.4.1

和歌山県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
御医新 16-26	小池内科	御坊市湯川町財部516-3	令和 7.3.19
東医新 10-26	みさきメンタルクリニック	東牟婁郡串本町串本2113-2	令和 7.3.31

和歌山県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
西医新 49-05	みなべ眼科クリニック	日高郡みなべ町埴田1574-19	令和 7. 5. 15

和歌山県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩葉新 27-07	エコ薬局岩出店	岩出市清水401番地9	令和 7. 3. 31
橋齒新 39-07	森齒科医院	橋本市慶賀野280-1 森ビル1F	令和 7. 4. 1
有医新 52-07	西岡クリニック有田	有田郡有田川町大字小島291番地の9	令和 7. 5. 1

和歌山県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
紀は新 15-07	南村麻子	紀の川市深田422-2（はり・きゅう）	令和 7. 4. 1
有は新 8-07	堀江美和子	有田郡有田川町下津野417（はり・きゅう）	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第408号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町月野瀬字後畑277の1(次の図に示す部分に限る。)、2
99

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第409号

和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本仁志

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和5年2月24日から令和6年11月7日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区

5 認証年月日

令和7年5月9日

和歌山県告示第410号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本仁志

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡湯浅町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年2月29日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区

5 認証年月日

令和7年5月9日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第24号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和7年5月20日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更事項	新	旧	変更年月日
東洋興産株式会社	和歌山県紀北自動車学校	代表者の氏名	米田真悟	米田恵一	令和5.12.19
株式会社マジオDS西日本	マジオドライバースクール和歌山校	名称	株式会社マジオDS西日本	株式会社マジオネット	令和7.4.1
		住所	東京都新宿区新宿五丁目17番5号	東京都新宿区新宿五丁目16番11号	令和7.4.1

和歌山県公安委員会告示第25号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和7年5月20日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	運転免許取得者等検査に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日
東洋興産株式会社	和歌山県紀北自動車学校	代表者の氏名	米田真悟	米田恵一	令和5.12.19
株式会社マジオDS西日本	マジオドライバースクール和歌山校	名称	株式会社マジオDS西日本	株式会社マジオネットマジオドライバースクール和歌山校	令和7.4.1
		住所	東京都新宿区新宿五丁目17番5号	和歌山市市小路425番地	令和7.4.1

和歌山県公安委員会告示第26号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和7年5月20日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	運転免許取得者等教育に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日

東洋興産株式会社	和歌山県紀北自動車学校	代表者の氏名	米田真悟	米田恵一	令和 5.12.19
株式会社マジオ DS西日本	マジオドライバーズスク ール和歌山校	名称	株式会社マジオDS 西日本	株式会社マジオネ ットマジオドライ バーズスクール和 歌山校	令和 7.4.1
		住所	東京都新宿区新宿 五丁目17番5号	和歌山市市小路425 番地	令和 7.4.1

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年5月20日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本仁志

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画下水道（有田川町公共下水道）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課